

## 上天草市公告第47号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和8年7月8日

上天草市長 堀 江 隆 臣

### 1 競争入札に付する事項

(1) 物品番号 令和8年度上天建物第1号

(2) 物品名 排水ポンプ

(3) 物品概要 ユニット 2台

排水ポンプ 6台

排水ホース 30本

付属品一式

(4) 納入場所 上天草市松島町合津4276番地44

松島総合センター「アロマ」敷地内

(5) 納入期限 令和9年1月29日まで

(6) その他

ア この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。

イ 最低制限価格は、設けていない。

ウ 予定価格は、事後公表とする。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加する者は、入札の期限日から落札者決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

イ 熊本県内に主たる営業所又は契約権限の委任を受けた営業所を有する者が、上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号）に基づく、入札参加者資格の審査認定を受けていること。

ウ 上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号。以下「指名停止要領」という。）に定める指名停止の措置を受け、その期間中でないこと。

エ 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先らの取引停止等の事実があるな

ど、経営状態が著しく不健全でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、イに掲げる入札参加者資格に係る審査に基づく認定を受けていること。

キ 物品を確実に納入できる者であること。

ク 納入する物品に係る保守、点検、修理等を発注者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札後に競争参加資格を満たさなくなったときは、直ちにその旨の申出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨の申出を行わなかった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

### 3 入札等担当部局

区 分	担当部局	電話番号等	住 所
入札及び契約担当課	上天草市建設部 建設課工務係	電話番号 0969-28- 3371 ファックス番号 0969-56- 3190	〒861-6192 上天草市松島町合津 7915番地1
技術及び監督担当課	同上	同上	同上

### 4 提出書類

(1) 10により落札候補者となった者は次に掲げるアからエまでの書類を提出しなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種物品の納入実績調書（様式第2号）

ウ 緊急時の連絡体制表（任意様式）

エ 納入実績が確認できるもの（契約書、業務完了認定書等）

(2) (1)のイについては、物品の設置が完了し、引渡しが行われているものに限り記載すること。記載する納入実績の件数は、各1件とする。

(3) 提出書類及び仕様書等（以下「申請書等」という。）は、上天草市ホームページに掲載している。

（ホームページURL）<https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>

(4) 落札候補者となった者は、申請書等について、3の入札及び契約担当課に持参又は書留郵便により提出すること。書留郵便以外の方法により送付されたものは、受け付けず、返送する。

(5) その他

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）には、押印すること。
- イ 申請書等を期限までに適切に提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、落札者として決定しない。
- ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出書類は、返却しない。
- オ 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- キ 市は、提出書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

## 5 入札日程

入札手続等	期間、期日等	場所、留意事項等
仕様書の閲覧及び配付	令和8年7月8日(水)から令和8年7月28日(火)まで	上天草市ホームページによる。
質問書の提出	令和8年7月8日(水)から令和8年7月21日(火)まで	3の入札及び契約担当課に書面(任意様式)を書留郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかにより提出すること。
質問に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から令和8年7月28日(火)まで	上天草市ホームページによる。
入札(郵便入札)	令和8年7月9日(木)から令和8年7月28日(火)午後5時まで	3の入札及び契約担当課に持参又は書留郵便により提出すること。郵送する場合は提出期限までに到着すること。
開札	令和8年7月29日(水)午前9時から	上天草市役所松島庁舎2階会議室(上天草市松島町合津7915番地1)
競争参加資格確認申請書等の提出	令和8年7月30日(木)から令和8年7月31日(金)まで	3の入札及び契約担当課に持参又は書留郵便により提出すること。郵送する場合は提出期限までに到着すること。
落札者決定通知	令和8年8月4日(火)まで(予定)	電話で連絡を行い、後日書面にて通知する。
競争参加資格がないと認められた理由の説明要求	競争参加資格確認通知の日から令和8年8月6日(木)まで	3の入札及び契約担当課に持参すること。
上記要求に対する回答	令和8年8月7日(金)から令和8年8月12日(水)まで	書面による。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは地方債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号。以下「規則」という。）第29条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を減免する場合がある。

## 7 入札方法等

- (1) 入札に参加する者は、5に示す方法により入札を行う。また、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、1回とする。ただし、開札後に落札者がいない場合（最低の価格が予定価格を上回ったとき）は、再入札を行うものとする。
- (4) 入札者が1者の場合でも、入札は取りやめない。

## 8 開札

5に示す開札日時及び場所にて、入札に参加する者の立会いにより実施する。ただし、入札に参加する者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

## 9 入札の無効

規則第16条各号に該当する入札又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

## 10 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、規則第14条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、くじにより落札候補者を決定する。なお、開札に立会わなかった者のくじは、入札事務に関係のない職員が代わりに引く。

## 11 競争参加資格の確認及び落札者の決定

- (1) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、落札候補者の競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札

決定通知書により落札候補者のみに通知する。

- (2) 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争参加資格確認通知書によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に申請書の提出を求め、競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

## 1 2 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札及び契約担当課において閲覧に供するとともに、上天草市ホームページに掲載する。

## 1 3 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、5に示した期間内に、書面により説明を要求することができる。なお、書面の様式は、任意とする。
- (2) 説明の要求に対する回答は、5に示した日までに書面により回答する。

## 1 4 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関する苦情については、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に、書面により苦情を申し立てることができる。なお、書面の様式は、任意とする。

## 1 5 その他

- (1) 上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年上天草市条例第44号）第3条の規定により、落札者と仮契約を締結し、上天草市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この入札公告に記載する日時、日数及び期間については、上天草市の休日を定める条例（平成16年上天草市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を含めず、午前9時から午後5時までとする。
- (4) 関係法令を遵守すること。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

## 1 6 問合せ先

- (1) 入札及び契約担当課

〒861-6192

上天草市松島町合津7915番地1

上天草市建設部建設課工務係 浦田 和孝

電話番号 0969-28-3371

ファクシミリ番号 0969-56-3190

メールアドレス (※) kensetsu\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp

(2) 技術及び監督担当課

同上

※ 電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「\_atmark\_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。